

令和8年度 県民芸術劇場(一般公演) 実施にあたっての注意事項 (実施前に必ずご確認ください)

本事業は、優れた舞台芸術をより多くの方々に身近に鑑賞していただくため、公益財団法人兵庫県芸術文化協会が兵庫県の補助を受け、市町等地元主催者とともに経費の一部を負担して実施するものです。

I 公演決定後～公演当日まで

1 開催日の変更・中止

やむを得ない事情により開催日を変更または中止する場合は、公演団体と調整のうえ、速やかに当協会へご連絡いただき、(様式2)令和8年度県民芸術劇場変更等協議書をご提出ください。

2 広報物の作成(ポスター・チラシ等)

(1)「県民芸術劇場」指定ロゴを必ず使用してください。

ロゴデータは当協会ホームページよりダウンロードしてください。

(2)次の趣旨文を必ず掲載し、開演前の影アナウンス等でも周知してください。

この「県民芸術劇場」は、優れた舞台芸術をより多くの方々に身近に鑑賞していただくため、公益財団法人兵庫県芸術文化協会が県の補助を受けて、市町等地元主催者とともにその経費の一部を負担して実施するものです。

(3)主催:公益財団法人兵庫県芸術文化協会／共催:兵庫県、兵庫県教育委員会を必ず記載してください。

(4)完成したチラシデータを当協会へお送りください。

3 学校関係者等の無料招待

近隣の学校教員・教育委員会等の学校関係者、公立文化施設関係者に対し、無料鑑賞の機会を設けてください。

4 WEB アンケートの実施

公演当日は必ずアンケートを実施してください。

無料招待枠で鑑賞された方へのWEBアンケート実施にもご協力をお願いします。

II 公演終了後の手続き

実施報告書類の提出(公演後2週間以内)

提出資料はすべて A4 サイズで作成してください。

- 実施報告書(様式3)
- 収支決算報告書
- 公演記録写真
- チラシ
- 当日プログラム
- アンケート集計表

公演団体への出演料(協会負担分)支払いは、実施報告書類の提出およびアンケートの実施確認終了後になります。必ず期限内にご提出ください。

Ⅲ 出演料の支払い

公演団体から請求書が届き次第、地元主催者負担分を直接公演団体へお支払いください。

2公演目以降の出演料および付随経費は地元主催者の負担となります。

源泉所得税の徴収が必要な団体については、管轄税務署へ納付してください。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

Ⅳ 提出先

【E-mail】kengei@hyogo-arts.or.jp

【宛先】〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-5-7

公益財団法人兵庫県芸術文化協会 県民芸術劇場担当 尾崎

※メール送信後2週間以内に当協会から返信がない場合は、お電話にてご確認ください。

TEL:078-321-2002

各様式は当協会のホームページからダウンロードしてご活用ください。

「**県民芸術劇場一般公演**」で検索または、

<https://hyogo-arts.or.jp/main/business-list/arts-theater/general/>

令和8年度県民芸術劇場(一般公演)実施申請について

<https://hyogo-arts.or.jp/main/business-list/arts-theater/general/8104-2/>

令和8年度県民芸術劇場(一般公演)実施報告について

<https://hyogo-arts.or.jp/main/business-list/arts-theater/general/8108-2/>